

茂原市農業委員会第10回総会議事録

- 1 開催日時 平成27年8月25日(火) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 27名
 - 1番 北田 茂
 - 2番 日吉利 一
 - 3番 井上 幹男
 - 4番 高山 多聞
 - 5番 湯浅 公夫
 - 6番 風戸 茂樹
 - 7番 蕨 直邦
 - 8番 秋山 芳廣
 - 9番 杉浦 文子
 - 10番 光橋 正人
 - 11番 中田 文昭
 - 12番 渡邊 滋樹
 - 13番 高橋 英二
 - 14番 秋葉 仁喜
 - 15番 浦島 京子
 - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
 - 17番 佐藤 栄作
 - 18番 矢部 義明
 - 19番 古山 光雄
 - 20番 熊切 秀雄
 - 21番 加藤 古志郎 (会長)
 - 22番 大塚 優
 - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
 - 24番 鵜澤 和行
 - 25番 丸島 正昭
 - 26番 麻生 重和
 - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局職員 6名
 - 事務局長 葛岡 直樹
 - 局長補佐 三階 英幸
 - 主査 東條 成男
 - 副主査 芝崎 一郎
 - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
 - 農地法第4条の規定による許可申請について 2件
 - 農地法第5条の規定による許可申請について 11件
- 7 報告
 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 軽微な農地改良の届出について
 - 利用状況調査について
 - 農地法第6条第1項の規定による農業生産法人の報告について

その他

8 総会要旨

局長

本日はお忙しい中、改選後初の通常総会となります農業委員会第10回総会にご出席いただきましてありがとうございます。先日の臨時総会で互選されました加藤会長、石井会長職務代理におかれましては、これから3年間、農業委員会の運営にあたりましてよろしくご尽力をお願いいたしたいと思っております。本日の議事案件は、3条申請がございません、4条申請2件、5条申請につきましては11件、合計13件でございます。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、18日に第1小委員会で行っております。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしくお願いたします。

会長

それでは、今期最初の総会となりましたが、ただいまから総会を始めたいと思っております。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人の選出についてですが、いかがいたしましょうか。

(議長一任の声)

議長一任との意見がありましたのでこちらで指名させていただきます。本日の議事録署名人は7番蕨委員と8番秋山委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。それでは農地法第4条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

それでは始めに1号議案でございます。申請地は本納字立野地先、田1114㎡でございます。高田の★★さんが太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、所有の土地の中で農振地域外であり太陽光発電事業に適した土地が当申請地であったため、転用したいとのことでございます。計画としましては、太陽光パネル216枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を3ヶ所設置する計画で、外周にフェンスを設置いたします。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっており、赤目川土地改良区及び両総土地改良区より意見書が、両総土地改良区及び両総本納普通水利組合より排水同意書がそれぞれ提出されております。なお、矢代自治会に対して当事業説明を8月4日に行って了解を得ております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしてしております。

続きまして2号議案でございます。申請地は柴名字中谷地先、畑554㎡の内372.72㎡でございます。柴名の★★さんが専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在借家住まいで建物の老朽化が進んでおり、新居の建築を考えていたところ、所有の土地で日当たり、災害の恐れ等を考慮して最も適していたのが申請地であったためとのことでございます。建物としましては、木造平屋建て・専用住宅・建築面積86.95㎡が1棟でございます。排水は北側道路側溝に接続する計画で、新治土地改良区より同意書が提出されています。隣接は2名から同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一

般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

以上でございます。

会長

説明が終わりました。ここで議事の進め方について説明させていただきます。まず事前に開催される小委員会での審議結果について報告を受け、そのうえで現地調査をした委員さんと地元の委員さんに意見を伺って、その後に他の委員さんからも意見を伺ったうえで、農業委員会としての結論を出すという流れで進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは1号議案及び2号議案について、第一小委員会の審議結果の報告をお願いいたします。

第一
小委員長

小委員会での審議の結果、1号議案許可相当、2号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長

それでは順次、審議いたします。まずは1号議案ですが★★委員、現地調査をしてのご意見を伺います。

★★委員

申請地の両脇は住宅となっております、太陽光発電用地ということで、特に支障ないと思われまますので許可相当でお願いします。

会長

それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

申請者は他の場所でも太陽光発電をしており、周囲の状況からみて問題ないと思いますので許可相当でお願いします。

会長

1号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは1号議案については許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声)1号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして2号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

現地調査をいたしまして、現在お住まいの住宅も老朽化しております、特に支障ないと思えますので許可相当でお願いします。

会長

それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

現在お住まいの住宅が老朽化し、他に代替地もないということで、排水などの同意も取るなど、各方面と協議がきちんとなされているようですので、許可相当でお願いします。

会長

2号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは2号議案については許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声)2号議案については、許可相当ということに決定いたしました。続いて農地法5条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

それでは3号議案でございます。申請地は西野字西野地先他15筆、田んぼ1429㎡、畑2944㎡の合計4373㎡でございます。白子町の★★さんが七渡の★★さんから土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理

由としましては、永年休耕していた一団の農地であり採光条件等にも恵まれている当申請地を転用して売電事業を行いたいためとのこととでございます。計画としましては、太陽光パネル1032枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を14カ所設置する計画で、外周にネットフェンスを設置いたします。隣接は3名から同意を得ております。他法令の申請はございません。排水は雨水のみの敷地内浸透となっており、両総土地改良区から意見書及び排水同意書が提出されております。また、第16区西野自治会に対して8月1日に事業説明を行ったとのことですが、用排水経路についての詳細な説明を行うため9月5日に改めて西野自治会との協議を行うとのこととです。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして4号議案でございますが、次の5号議案と賃借人が同じであり、一体計画での申請となりますので同時にご説明致します。申請地は、桂字梶谷地先他1筆、畑254㎡の内209㎡、田んぼ2071㎡の内1551㎡の合計1760㎡でございます。茂原の★★さんが長尾の★★さんと法目の★★さんからそれぞれ一時転用により土地を借り受けて、資材置場用地とする申請でございます。

申請理由としましては、茂原市北部開発に伴うガス管理設工事において、作業効率を確保するためにその工事路線の近辺に資材置場を新設したいためとのこととでございます。計画としましては、現地盤のまま重機・車両進入部分には鉄板をしく計画で、切土、盛土は発生しません。一時転用期間については、平成28年9月19日迄となっており、農地復元誓約書が提出されております。排水は雨水のみとなっております。隣接同意が必要な農地並びに他法令申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、両申請地とも第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして6号議案でございます。申請地は東茂原字大正地先、畑231㎡でございます。東茂原の★★さんが七渡の★★さんから土地を買い受けて貸駐車場（6台）用地とする申請でございます。申請理由としましては、近隣住民からの要望があったために転用したいとのこととでございます。なお、近隣住民の方6名より要望書もいただいております。計画としましては、整地については看板の設置のみ、配車についてはロープにて区画をしめす計画でございます。雨水は自然浸透、隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして7号議案でございます。申請地は木崎字笹塚地先、畑128㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合5街区地先、面積66㎡でございます。長生村の★★さん、★★さん夫妻が大芝の★★さん他2名、から土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、譲渡人は経済的な理由により土地を売却するため、譲受人については現在長男と居住中ですが、長男に現在の家を譲り新たに住居を建設したいためとのこととでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積66.24㎡が1棟でございます。排水は西側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして8号議案でございます。申請地は下永吉字二反田地先、田んぼ559㎡でございます。下永吉の★★さんと父親の★★さんが使用貸借により土地を借り受けて共有名義で専用住宅を建てようとする申請でございます。申請理由としましては、現在当申請地は駐車場用地となっておりますが、土地の有効利用をして土地所有者とその息子により共有で居宅を新築したいためとのことでございます。

建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積60.45㎡が1棟、駐車場が3箇所でございます。排水は一部側溝を付設し西側側溝に接続する計画で、排水同意については地元水利組合と協議中とのことでございます。隣接同意が必要な農地はございません。他法令については道路工事施行承認申請について市・土木管理課と協議中とのことでございます。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして9号議案でございます。申請地は千町字北柳保田地先他5筆、田んぼ734㎡、畑1126㎡の合計1860㎡と一体利用する山林、宅地、雑種地が1089.95㎡でございます。東京都の★★さんが千町の★★さんから土地を買って工場用地とする申請でございます。

申請理由としましては、★★さんでは3D（3次元）高速MCなどの金属製品の加工を行っており、業績の好調に伴い現在の工場では手狭になったため新工場の建設をしたいとのことでございます。建物としましては、鉄骨造・二階建て・800㎡が1棟でございます。雨水は敷地内浸透及び雨水枡を設置した上で西側道路側溝に放流、排水については工場としての水の使用はなく、生活排水のみで西側道路側溝に放流の計画となっております、北千町自治会より排水同意書をいただいております。隣接同意が必要な農地はございません。他法令の申請は宅地開発事前協議申請を市・都市計画課へ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして10号議案でございます。申請地は木崎字小池地先、畑1187㎡の内354㎡でございます。東部台の★★さんが父親の★★さんから使用貸借により土地を借り受けて専用住宅用地とする申請でございます。

申請理由としましては、現在耕作している土地の近くで農業の後継者用の分家住宅を建てたいためとのことでございます。建物としましては、木造・平屋・専用住宅・建築面積109.30㎡が1棟、車庫15㎡が一棟でございます。雨水は敷地内浸透、排水は南側農業集落排水に接続する予定で、協議報告書が提出されております。また両総土地改良区より意見書をいただいております。隣接同意が必要な農地はございません。他法令につきましては、法定外公共物占用許可申請を市・土木管理課へ行っております。なお、当地域には「木崎地域開発整備組合」があり、転用に当たって事前に事業計画や排水計画について説明し、同意を得ております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一

般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして11号議案でございますが12号議案と譲受人が同じであり一体計画での申請となるため、併せて説明いたします。申請地は小林字宿谷地先他4筆、田217㎡、畑359㎡の合計576㎡でございます。茂原西の★★さんと★★さんが11号議案にあつては小林の★★さんから土地を買い受け、12号議案にあつては祖母の★★さんからの土地の贈与を受け専用住宅用地とする申請でございます。

申請理由としましては、現在借家住まいで手狭になったため新築予定地を探したところ、両親の家に近く道路状況も良い当申請地を有効利用したいためとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積68.30㎡が1棟、カーポート72㎡でございます。雨水は自然浸透、排水は南西側の側溝マスに接続する計画で、小林2部農家組合より排水同意書が提出されております。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして13号議案でございます。申請地は小林字芝地先、畑385㎡でございます。小林の★★さんが父親の★★さんから使用貸借により土地を借り受けて専用住宅用地とする申請でございます。

申請理由としましては、現在住んでいる賃貸住宅が手狭になったため父の所有する実家と隣接する本申請地に新居を建て、将来的には両親の世話もできることを希望するためとのことでございます。建物としましては、木造2階建て・専用住宅・建築面積59.33㎡が1棟でございます。排水は一部側溝を付設し、北側道路側溝に接続し、雨水は雨水浸透枡を設置した上で北側道路側溝へ接続する予定でございます。排水同意については地元水利組合に確認のうえ、不要とのことです。隣接同意が必要な農地はございません。他法令の申請については道路工事施行承認申請について市・土木管理課と協議中とのことです。尚、申請地は現在ガレージ及び倉庫として利用している為、始末書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の審議結果について報告をお願いします。

第一
小委員長

小委員会での審議の結果、3号議案については、この場所は用排水の確保が難しい地域であり、説明のうえ地元の同意を取ることになっておりましたが、事業者から地元への説明が9月5日に行われることになったため、本件については地元の委員さんの意見を伺ったうえで、総会にて判断することとなりました。4号議案及び5号議案許可相当、6号議案許可相当、7号議案許可相当、8号議案については、以前に転用許可を取り、現在駐車場として利用されておりますが、用途が変わったことから申請に至ったものです、こちらは許可相当となりました。9号議案ですが工場で有機溶剤などの排水がでないとの説明が事務局からありましたが、地元の委員さんの意見を伺ったうえで、総会にて判断することとなりました。10号議案許可相当、11号議案及び12号議案許可相当、13号議案許可相当となりましたので報告いたします。

- 会長 それでは順次、審議いたします。まずは3号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 申請地は出入口が狭いと思ひまして、地元の委員さんの意見を聞いて判断したいと思ひます。
- 会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 当該申請地には両総用水の田越しの用水路がありますが、この地域には他に水路がなく、雨天時には排水路の役割を担っております、したがって当該計画に既存の田越しの用水路を確保していただきたいこと。近年この地域は地盤沈下が著しく、排水に時間がかかり、大雨が降ると湖のようになってしまうことがしばしばとなっています。このことからこの地域の住民は排水については、かなり神経質になっております。今回の計画では雨水は浸透ということですが、事業者にはこれらの課題についての対応を9月5日に伺い、地元の下承を得たうえで、転用許可の判断を行ったほうがよろしいかと思ひますので、保留とさせていただきたいと思ひます。
- 会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 ★★委員からお話あったとおり、この地域は用排水について問題を抱えてますので、地元への説明の結果を待ってからの結論がよろしいかと思ひますので、保留でお願いいたします。
- 会長 他にご意見ございますか。(意見なし) それでは9月5日開催予定の地元への説明の結果をもって次回の総会にて判断するというところで、3号議案については保留ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については保留することに決定いたしました。
続きまして一体計画の4号議案及び5号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 ★★さんの事業のための資材置場ということで、周辺でも同様の許可もおりておりますので許可相当でお願いします。
- 会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 事業者は当該地域で他にも同様の事業を行っており、使用後はきちんと復元も行っておりますので許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長 続きまして★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 当該案件につきましては、事業者から地元などにきちんとした説明がなされておりますので許可相当でお願いいたします。
- 会長 4号議案及び5号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは4号議案及び5号議案については許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) 4号議案及び5号議案については、許可相当ということに決定いたしました。
続きまして6号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

- ★★委員 住宅地の中の農地でありますし、駐車場に困っている住民の方のためにもなることから許可相当でお願いします。
- 会長 それでは鶴澤委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 本件については、周辺住民からの要望ですし、支障ないと思われるので許可相当でお願いいたします。
- 会長 6号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは6号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 6号議案については、許可相当ということに決定いたしました。
続きまして7号議案です。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 土地区画整理事業区域内であり、用途地域内ですので許可相当でお願いします。
- 会長 7号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは7号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 7号議案については、許可相当ということに決定いたしました。
続きまして8号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。
- 委員 現地は駐車場となっておりますが、排水関連が不明のため、地元の委員さんの意見を伺って判断したいと思えます。
- 会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 立地は支障ございませんが、排水同意がまだ提出されておられませんので、今回は保留として排水の話がまとまり次第、判断するということがよろしいかと思えます。
- 第一小委員長 こちらの土地は以前、駐車場として転用許可が下りており、以前と用途が変わるだけですから。
- 会長 用途が変わることで、周囲の農地に影響を及ぼす恐れがありますので、排水計画が地元とうまくまとまってから判断を行い、今回は保留するということではいかがでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案については、保留することに決定いたしました。
続きまして、9号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 工場用地ということですが、事務局の説明では生活排水以外の排水はないとの説明でした。そのとおりであれば支障ないと思えますが、地元の委員さんの意見を聞いて判断したいと思えます。
- 会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 排水については、生活排水のみで有害物質などの排水はないとのことですので、許可相当でお願いします。
- 会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

- ★★委員 申請地には土地改良区域は含まれるのでしょうか。
- 事務局 申請地には含まれません。
- ★★委員 事務局の説明では、工場排水はなく生活排水を合併浄化槽にて排水するとのことですので、許可相当をお願いします。
- 会長 ★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 こちらの工場では何を作る計画なんのでしょうか。
- 事務局 金属の金型などを製作するとのこと。
- ★★委員 金属を加工するという事は、一般的に油や薬品などを使用するイメージがありますが、工場排水は本当に出ないのですね。後から問題になってもいけないので、事務局でよく確認しておいてください。
- 会長 排水の件については、事務局に再確認してもらいますが、9号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは9号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 9号議案については、許可相当ということに決定いたしました。
続きまして10号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 所有者の子が住宅を建設したいとの事ですので、許可相当をお願いします。
- 会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 申請地の西側には既に住宅が建っており、支障ないものと思っておりますので許可相当をお願いします。
- 会長 10号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは10号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 10号議案については、許可相当ということに決定いたしました。
続きまして一体計画の11号議案と12号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 排水同意も取得しており、周囲との協議も整ってますので、許可相当をお願いします。
- 会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 周囲にも住宅も建ってますし、支障ないものと思われまして許可相当をお願いします。
- 会長 ★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 申請地は現在耕作されておらず、所有者の子が住宅を建てるとのことですので、許可相当をお願いします。

会長 11号議案及び12号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは11号議案及び12号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 11号議案及び12号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きますして13号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 3種農地であり、用途地域内にありますので許可相当でお願いします。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 周囲に住宅も建ってますし、排水もきちんとしてますので、許可相当でお願いします。

会長 13号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは13号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 13号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

以上で協議事項は全て終了いたしました。
これをもちまして本日の総会の議案はすべて終了いたしました。
長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

以上のとおり、茂原市農業委員会第10回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成27年8月27日

茂原市農業委員会 会 長 印

議事録署名人 農業委員 印

議事録署名人 農業委員 印